

毒物劇物業務上取扱者届書

事業場	種類	令第41条第 号に規定する事業
	名称	
	所在地	
取扱品目		
備考		

次の事業を行なう者は、業務上シアン化ナトリウム又は政令で定める毒物若しくは劇物を取り扱う場合、取り扱うようになった日から30日以内に届け出なければなりません。

該当する事業を記載してください。

1号 電気めっきを行う事業・・・無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤

2号 金属熱処理を行う事業・・・無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤

3号 毒物劇物の運送事業・・・施行令別表第2（※）に掲げる毒物又は劇物
 最大積載量が5,000Kg以上の自動車若しくは被牽けん引自動車(以下「大型自動車」という。)に固定された容器を用い、又は内容積が厚生労働省令で定める量（四アルキル鉛を含有する製剤を運搬する場合の容器にあつては200Lとし、それ以外の毒物又は劇物を運搬する場合の容器にあつては1,000Lとする）以上の容器を大型自動車に積載して行う毒物又は劇物の運送の事業

4号 しろありの防除を行う事業・・・ヒ素化合物たる毒物及びこれを含有する製剤

上記により、毒物劇物業務上取扱者の届出をします。

平成 年 月 日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

個人の場合は現住所、個人名を記載してください。

法人の場合は登記された主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

和歌山市保健所長 様

連絡先TEL _____

※ 施行令別表第二

- 一 黄燐りん
- 二 四アルキル鉛を含有する製剤
- 三 無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤で液体状のもの
- 四 弗ふつ化水素及びこれを含有する製剤
- 五 アクリルニトリル
- 六 アクロレイン
- 七 アンモニア及びこれを含有する製剤(アンモニア十パーセント以下を含有するものを除く。)で液体状のもの
- 八 塩化水素及びこれを含有する製剤(塩化水素十パーセント以下を含有するものを除く。)で液体状のもの
- 九 塩素
- 十 過酸化水素及びこれを含有する製剤(過酸化水素六パーセント以下を含有するものを除く。)
- 十一 クロルスルホン酸
- 十二 クロルピクリン
- 十三 クロルメチル
- 十四 硅弗けいふつ化水素酸
- 十五 ジメチル硫酸
- 十六 臭素
- 十七 硝酸及びこれを含有する製剤(硝酸十パーセント以下を含有するものを除く。)で液体状のもの
- 十八 水酸化カリウム及びこれを含有する製剤(水酸化カリウム五パーセント以下を含有するものを除く。)で液体状のもの
- 十九 水酸化ナトリウム及びこれを含有する製剤(水酸化ナトリウム五パーセント以下を含有するものを除く。)で液体状のもの
- 二十 ニトロベンゼン
- 二十一 発煙硫酸
- 二十二 ホルムアルデヒド及びこれを含有する製剤(ホルムアルデヒド一パーセント以下を含有するものを除く。)で液体状のもの
- 二十三 硫酸及びこれを含有する製剤(硫酸十パーセント以下を含有するものを除く。)で液体状のもの